

令和4年5月27日

第5回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ

資料3

- 電子処方箋導入の数値目標について



エ 電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人認証手段の見直し

【a：目標設定については令和3年度内に措置、以降継続的に措置】

- a 令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせ整備予定の処方・調剤情報のシステムへの登録数に関する年度ごと（令和5年度当初から毎年度）の数値目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行数を参考指標として公表する。

# 医療機関・薬局の導入に係る数値目標について

## 【考え方・留意点】

- リアルタイムの処方・調剤情報が閲覧可能となるなど、電子処方箋は医療現場及び患者の双方にとってメリットのある仕組みであり、医療現場が見通しを持って電子処方箋の導入を進めていく観点から、導入の数値目標を掲げることとした。
- 電子処方箋は診療プロセスや調剤プロセスに影響を与え得る仕組みであり、医療機関や薬局の個別事情を鑑みた対応が必要。
- 電子処方箋の仕組みは、オンライン資格確認等システムを基盤とした仕組みであり、同システムの導入状況が電子処方箋の導入の前提となる。

## 【導入目標】

- 以上の考え方を踏まえ、
  - ・ **令和5年3月末の時点**において、全体として、**オンライン資格確認等システムを導入した施設の7割程度の導入を目標とする。**
  - ・ 秋口より行うモデル事業等により不断に運用の改善を行い、医療機関や薬局の使いやすさを高めていくことで、導入を更に進め、全体として、**オンライン資格確認等システムを導入した施設のうち、令和5年度内に9割程度、令和6年度内に概ね全ての医療機関及び薬局の導入を目標とする。**
  - ・ ただし、以上の目標については、新型コロナウイルス感染症対策などの**個別の医療機関や薬局の事情を加味しながら、必要に応じて適宜見直していく**こととする。  
(参考：オンライン資格確認等システムについては、6割程度の導入（R3.3）から2年度（R5.3末）に概ね全ての医療機関等で導入されることを目標としていた。)